

3. 構成員

介護保険部会の委員・構成団体等から選定。(地方自治体・介護サービス事業者等を中心に構成。)

4. スケジュール

5月23日(木) 介護保険部会において、設置の方向性を議論

6月 介護保険部会において、設置要綱を決定

(2～3回程度ワーキング・グループ開催)

12月 当面の方針につき、中間取りまとめ

參考資料

「未来投資戦略2018」（抜粋） （平成30年6月15日 閣議決定）

第2 具体的施策

I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[1] 「生活」「産業」が変わる

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

③書類削減、業務効率化、生産性向上

- ・ 介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、本年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。
- ・ 作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT利活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを本年度中に作成、普及させ、好事例の横展開を図る。

文書量半減の取組

～2017年度【実施済】

2018年度

2019年度

2020年代初頭

国・自治体が求める帳票等

1. 指定申請関連文書

- 国が求める帳票の削減項目の検討
 - ・削減可能項目の洗い出し（昨秋）
 - ・自治体へのアンケート（12月～1月）

- 省令改正（6月29日公布、10月施行）
- 様式例の変更・周知（9月）
- H30老健事業による更なる効率化検討

2. 報酬請求関連文書

- H30老健事業により以下実施中
 - ・自治体・事業者へのアンケート・ヒアリングをふまえた削除文書や項目の洗い出し
 - ・削減影響検証及び削減に向けた提言

- 削減提言の実行に向けた調整
- 通知発出等

3. 指導監査関連文書

- H29老健事業により以下実施済み
 - ・自治体が実地指導にて求める文書の実態把握
 - ・文書量削減の方向性の提言

- H30老健事業により以下実施中
 - ・自治体へのヒアリングをふまえた項目の標準化、様式整備
 - ・モニタリング調査の実施

- 通知発出等

必要に応じ更なる見直し

「行政が求める帳票等の文書量の半減」を実現

事業所が独自に作成する文書

- 事業所における実態把握等
 - ・訪問、通所介護事業所、ケアマネ事業所等における文書の種類、負担感等を調査
 - ・訪問、通所事業所を対象に、ICT導入前後の書類作成時間等の効果を検証

- 生産性向上ガイドラインの作成・普及
 - 介護事業所における業務改善に向けた取組み（作成文書の見直し、ICT化等）を支援するため、生産性向上ガイドラインを作成し、横展開を図る。

- ガイドラインの横展開

介護サービス事業者等の事務負担軽減に向けた取組

事業所が作成・保管する文書

ICT化の推進により、介護現場のペーパーレス化を実現

- ケア記録（①）作成の負担を軽減するため、介護事業所におけるICTの導入を促進。
 - ・ 地域医療介護総合確保基金を活用して、ケア記録から請求業務まで一気通貫で行うことができるよう、ICTの導入を促進。
 - ・ 介護事業者が優れたシステムを選択できるよう、評価レビューの仕組みや介護事業者向けの公表を検討。

行政が求める文書

書類負担ゼロの実現を目指し、自治体ごとに異なる書類の形式を統一

- 指定申請及び報酬請求関連文書に関し、添付書類等の標準化・簡素化に向けて、IT化も含めて自治体とともに検討する場を設置。（できるだけ早く設置し、年内を目途に結論を得る。自治体への介護保険のインセンティブ措置に反映。）
- 報酬請求関連文書に関し、介護職員処遇改善加算について、2020年度より更なる簡素化を検討（IT化も検討）
 - ・ 現行の加算と本年10月より拡充予定の新加算との申請の一本化
 - ・ 申請支援ツールの作成 等
- 指導監査関連文書の「標準確認項目」を提示（4月目途）

（参考）実地指導における文書量の削減

- 実地指導の効率的・効果的实施に資するよう、確認項目の縮減を目的とする「標準確認項目」を提示。
○ 併せて、確認項目を確認するための文書についても提示。

【標準確認項目】：実地指導で確認する標準的な確認項目を新たに提示

<H31 標準確認項目>

人員基準、設備基準、運営基準等の重要事項を抽出し、標準化

- 訪問介護： 40項目程度
- 通所介護： 40項目程度
- 居宅介護支援： 25項目程度
- 介護老人福祉施設： 50項目程度

※H12年に示していた「主眼事項及び着眼点」は平成18年に廃止したが、今回、再度定めるもの。ただし、確認項目数は平成12年と比べ半減。

【確認文書】：確認項目に対応する確認文書の量を縮減（原則これ以外の文書を求めない旨助言）

○標準確認項目・確認文書の例（介護老人福祉施設）

	標準確認項目（抜粋）		確認文書 (原則これ以外の文書は求めない)
人員基準	従業員の員数	・利用者に対し職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか	・勤務実績表・タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証
設備基準	設備	・目的に沿った使用になっているか【目視】	・平面図
運営基準	サービス提供の記録	・施設サービス計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記しているか	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート
	非常災害対策	・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・避難・救出訓練を実施しているか	・非常災害時対応マニュアル ・運営規程 ・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出 ・消防用設備点検の記録
	苦情処理	・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか	・苦情受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル

※この他、以下のような留意点を周知予定。

- ・ **自治体が既に保有する文書**（指定時・指定更新時・変更時の提出文書等）は、事業者へ**再提出を求めない**。
- ・ 事業所が自治体に**提出する資料部数は1部**。

(参考) 介護サービス利用における関係者整理

